

マンションやビル等の 貯水槽水道設置者の皆様へ

貯水槽水道の定期的な保守点検を実施しましょう！



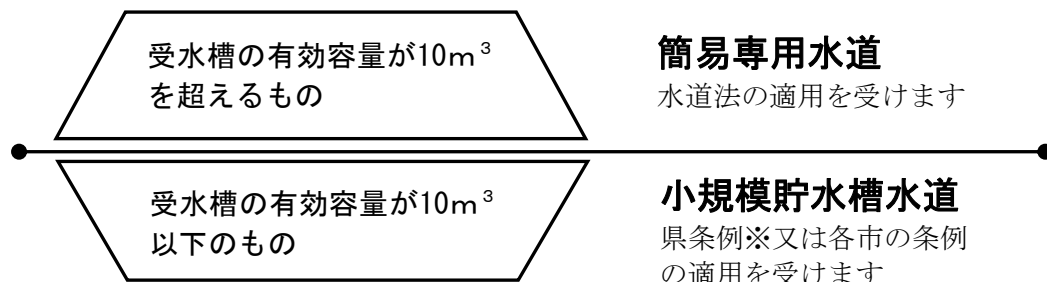
このリーフレットは、神奈川県内の町及び村の区域の貯水槽水道設置者の皆様向けに、貯水槽水道の管理や手続きについてまとめたものです。

貯水槽水道とは？

マンションやビル等において、受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を貯水槽水道といいます。

受水槽に入る前の水は水道事業者が責任を持ちますが、受水槽以降の施設と水質の管理は、貯水槽水道の設置者の責任で行う義務があります。

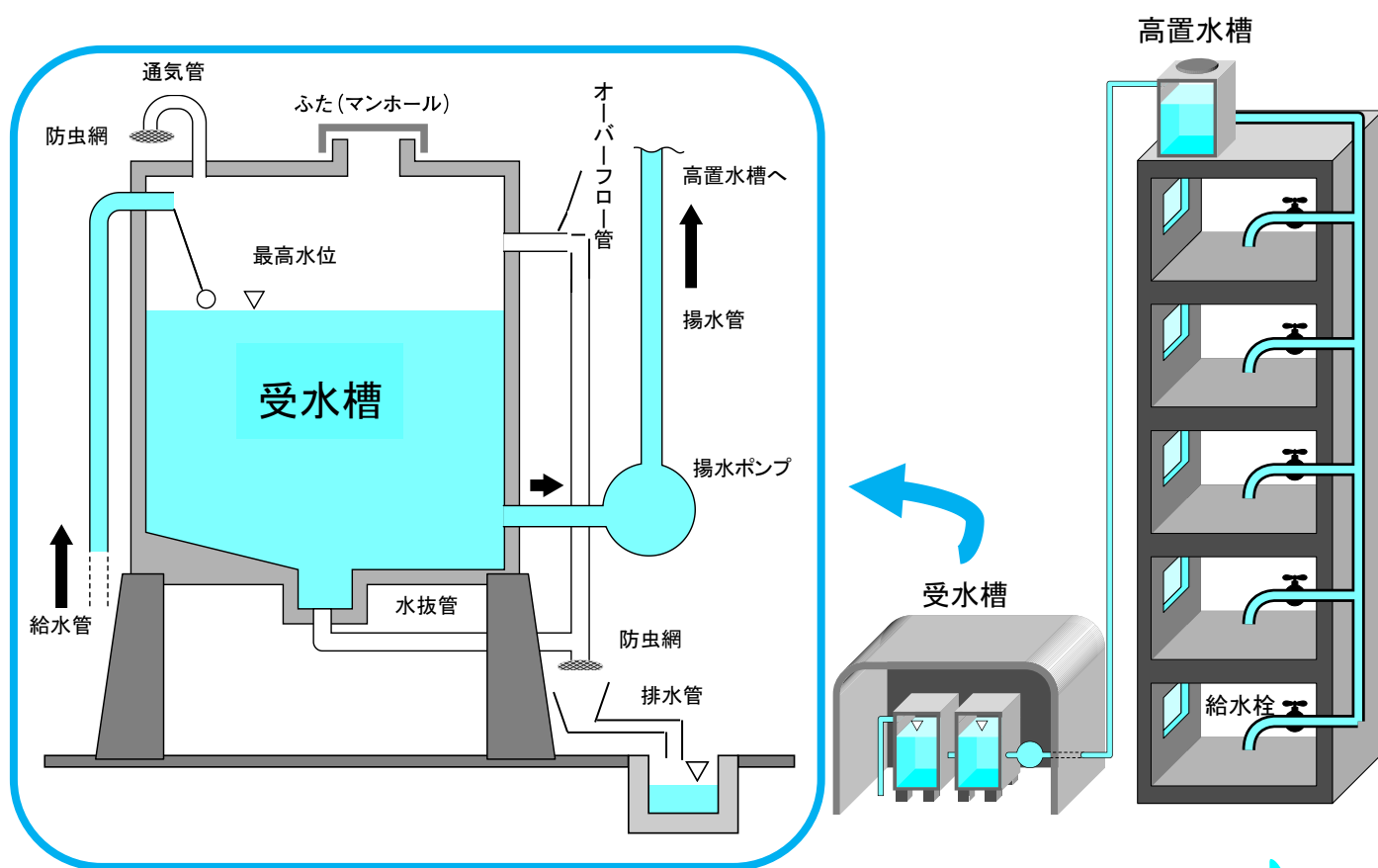
貯水槽水道は受水槽の有効容量によって、次の2つに分けられます。



※小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

- ・ 県条例は寒川町を除く町及び村の区域のみ適用されます。（市の区域ではそれぞれの市条例が適用されます。寒川町の区域では茅ヶ崎市条例が適用されます。）
- ・ 1戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物に供給するものを除きます。

貯水槽水道の構造



必要な届出・手続き



次の場合、設置者（所有者）は、貯水槽水道を設置した地域を管轄する保健福祉事務所に届けてください。

①設置（給水開始）した時

【根拠法令】水道法施行細則第19条／県条例第14条

②届出事項（建物の名称、設置者の住所及び氏名等）に変更があった時

【根拠法令】水道法施行細則第20条／県条例第15条・第20条

③廃止した時

【根拠法令】水道法施行細則第21条／県条例第15条

届出用紙は、保健福祉事務所にありますが、神奈川県ホームページからも様式をダウンロードできます。

神奈川県 水道のページ 申請・届出様式

← 検索



施設の管理

設置者には、次のように貯水槽水道を衛生的に管理する義務があります。

1 水槽の清掃

○受水槽・高置水槽等を、毎年1回以上定期的に清掃してください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第1号／県条例第16条第1項第1号
安全かつ确实に行うためには専門業者に依頼するのがよいでしょう。

次ページの表1のとおり貯水槽清掃関係団体がありますので、直接お問い合わせください。

2 施設の点検等

○水槽の点検を行うなど、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第2号／県条例第16条第1項第2号

○神奈川県では、必要な措置として次の内容を指導しています。

施設の点検	<p>○次の項目について月1回定期的実施し、記録を残しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水槽に亀裂、ひび割れがないか。 ・水槽内にサビ、沈でん物、虫、鳥や動物の死骸等がないか。 ・水槽に汚水や雨水等が入っていないか。 ・通気管や水抜管の開口部の防虫網は破れたり外れたりしていないか。 ・施設の周囲が清掃され、清潔に保たれているか。 ・水槽のふた(マンホール)は密閉され、施錠されているか。 ・配管、バルブに異常や誤接合はないか。 ・その他、異常はないか。 <p>○定期的な点検とは別に、大雨や台風の後等は随時点検しましょう。</p>
水質の点検	<p>○毎日、透明なコップに水を採り、色、濁り、臭い、味、異物の有無等を点検しましょう。</p> <p>○週に1回以上、末端給水栓(蛇口)の水で遊離残留塩素を測り、記録を残しておきましょう。⇒遊離残留塩素濃度は0.1mg/L以上検出される必要があります。</p>
書類の管理	<p>○次の書類を整理・保管しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の配置及び系統を明らかにした図面(永年保存) ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図(永年保存) ・水槽の清掃及び点検の記録(3年保存) ・水質の点検その他管理についての記録(3年保存) ・法定検査の検査済証(3年保存)

3 水に異常を認めたとときの水質検査の実施

○水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めたとときは、必要な水質検査を行ってください。

【根拠法令】水道法第34条の2第1項・規則第55条第3号／県条例第16条第1項第3号・規則第13条

⇒異常を認めたとときは、速やかに保健福祉事務所にご相談ください。
(給水停止が必要になる場合もあります。)

登録(指定)検査機関による検査の受検(法定検査)

○簡易専用水道及び受水槽の有効容量が8m³を超える小規模貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上定期的に、登録(指定)検査機関の検査を受けることが法令で義務付けられています。

検査機関は、次ページの表2のとおりですので、直接お問い合わせください。

検査機関の検査員が検査を行った後、検査済証が発行されます。検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに保健福祉事務所へ連絡して指示を受けてください。

【根拠法令】水道法第34条の2第2項・規則第56条／県条例第16条第2項

法定検査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽周囲の状態 ・水槽の本体、上部及び内部の状態 ・水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態 ・水槽の通気管及び水抜管の状態 ・給水管等の状態 ・給水栓における臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査 ・水槽の清掃及び点検の記録など関係書類の確認
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表1 神奈川県内の貯水槽清掃関係団体（参考）

団体名	所在地	電話番号
一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	横浜市中区寿町2-5-1 川本工業ビル7階	045-641-2802
公益社団法人神奈川県生活水保全協会	横浜市磯子区洋光台6-1-1 洋光台ファミリーコアビル3F	045-830-5720
一般社団法人かながわ貯水槽管理協会	横浜市金沢区鳥浜町4-18	045-370-8020

表2 神奈川県を調査区域に含む貯水槽水道の検査機関

令和5年4月1日現在

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号	登録 ※1	指定 ※2
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町14-1	045-773-6444	○	○
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208	○	○
一般財団法人 静岡県生活科学検査センター	静岡県焼津市塩津1-1 他	054-621-5862	○	
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11	048-649-5115	○	
一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11	043-203-1066	○	
一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸1-19-10	03-3934-5824	○	
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町224-1 他	045-661-0975	○	○
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町1-100-38 他	042-525-3186	○	○
一般財団法人日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-5225	○	○
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原2-22-5	045-439-3320	○	○
日本理化サービス株式会社	愛知県名古屋市千種区千種3-20-20 他	052-733-3561	○	
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘1-6-83	0467-83-0605	○	○
日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区 徳吉東4-9-1 他	093-451-2711	○	
株式会社総合水研究所	東京都江東区毛利1-19-10 江間忠錦糸町ビル6階 他	03-5600-3532	○	
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩5-18-6	03-3671-5941	○	○
東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾5-19-14 卯月ビル10階	03-3442-4600	○	○
株式会社総合環境分析	山梨県南アルプス市小笠原6	055-283-6155	○	○
株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南2-9-2	0721-20-5611	○	
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池 字南長池境2058-3	026-263-2010	○	
一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービス	相模原市中央区鹿沼台1-9-15	042-768-4222	○	○
株式会社日本分析	東京都板橋区志村1-15-14	03-5914-4431	○	
株式会社駿河環境検査センター	静岡県静岡市駿河区中島960-1	054-260-6628	○	
株式会社環境計量センター	静岡県静岡市駿河区下川原1-15-15	054-268-6763	○	○
株式会社HER	東京都千代田区神田小川町3-2-2-103他	03-5809-9075	○	
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051-2	048-887-2590	○	

※1「登録」とは水道法の簡易専用水道の登録検査機関であることを意味しています。

※2「指定」とは県条例(寒川町を除く町及び村の区域のみ適用)の小規模貯水槽水道の指定検査機関であることを意味しています。市及び寒川町の区域に設置される小規模貯水槽水道については、県条例は適用されませんので、各市の窓口にご確認ください。寒川町区域は、茅ヶ崎市保健所にご確認ください。

こんなときどうする？ Q&A集



Q 1 : 毎日の点検をしたところ、蛇口の水に色がついていました。

A : 空気の混入や金属の溶出等が原因で色がつく場合があります。原因を取り除かなければいけませんので、保健福祉事務所または水道事業者（次のページ相談窓口2）にご相談ください。

Q 2 : 受水槽通気管の防虫網が破れてしまいました。

A : 動物や虫が受水槽の中に入ったら大変です。至急補修しましょう。

Q 3 : 法定検査の申込み方法を教えてください。また、費用はどれくらいかかりますか。

A : 直接検査機関に申し込んでください。費用は検査機関によって異なりますが、およそ2万円程度です。

Q 4 : 法定検査を受けたら、検査機関から保健福祉事務所に連絡するよういわれました。

A : 衛生上問題があります。給水停止や応急処置が必要な場合があります、そのままでは危険ですから、すぐに保健福祉事務所に連絡し、その指示に従ってください。

Q 5 : 管理が大変なので直結給水にしたいのですが、どのような条件がありますか。

A : 水道管が丈夫で水圧が充分あることが必要です。高い建物や一度に大量の水を使う施設では受水槽が必要な場合があります。一度、水道事業者（次のページ相談窓口2）に相談してみましょう。

（参考）直結給水とは

受水槽を使用しないで、配水管の水圧を利用して建物の上部階まで給水する方法を直結直圧式給水、配管の途中にブースター（増圧）装置を取りつけて給水する方法を直結増圧式給水といい、両者をあわせて直結給水といいます。

直結給水にすると受水槽がいらなくなり、清掃、点検や検査が必要なくなるほか、汚水や雨水が流入する心配もありません。直結給水にするためにはいくつか条件がありますので、詳しくは水道事業者にご相談ください。



Q 6 : 清掃を行なわなかったり、法定検査を受けないとどうなりますか。

A : 貯水槽水道の管理が悪かったために、集団下痢症が発生した事故例があります。建物に住んでいる人、利用している人の安全を守ることは、設置者の大切な責務です。なお、水道法では罰則規定があり、例えば法定検査を受けなかった場合は百万円以下の罰金に処されることがあります。

Q 7 : 有効容量が5 m³の小規模貯水槽水道ですが、法定検査を受ける必要がありますか。

A : 8 m³以下の小規模貯水槽水道では、県条例上の受検義務はありませんが、年1回、指定検査機関の検査を受けておくとより安心です。



こんなときどうする？（前ページからの続き）

Q 8：大雨で建物の地下受水槽に汚水が流れ込んでしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A：すぐに給水を停止して、居住者等関係者に知らせるとともに、保健福祉事務所に連絡してください。

緊急停止後、次のような対応が考えられます。



- ①直結の給水栓や近隣の水道、ペットボトル等で飲み水を緊急に確保する。
- ②原因を調査し、施設を改善する等の再発防止策を実施する。
- ③受水槽、高置水槽、揚水管等の洗浄消毒を行う。
- ④水質検査を実施して安全を確認する。
- ⑤②～④を実施後、給水を再開する。
- ⑥地下式の受水槽は危険性が高いので、6面点検が可能な受水槽の設置を検討する。

Q 9：遊離残留塩素の測定方法を教えてください。

A：専門業者に依頼してもよいのですが、検査キットが販売されていますので、設置者等が自分で測定することも可能です。DPDという試薬による比色法が一般的ですが、詳しくは保健福祉事務所にご相談ください。

Q 10：水道水を供給する水道事業者に貯水槽水道に関する相談を行うことができますか。

A：貯水槽水道に水道水を供給している水道事業者と貯水槽水道設置者の間には、通常、供給規程（給水契約）が結ばれています。この規程に基づき、水道事業者が管理等に関する専門的事項や水質検査について指導助言・情報提供してくれる場合があります。

【根拠法令】水道法第14条

相談窓口



貯水槽水道に関する相談窓口は次のとおりです。

1 手続き・施設の管理・法定検査などに関する相談

貯水槽水道の所在地	保健福祉事務所	担当課	電話番号
大磯町 二宮町	平塚保健福祉事務所	環境衛生課	0463-32-0130
葉山町	鎌倉保健福祉事務所	環境衛生課	0467-24-3900
箱根町 真鶴町 湯河原町	小田原保健福祉事務所	環境衛生課	0465-32-8000
中井町 大井町 松田町 山北町 開成町	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	0465-83-5111
愛川町 清川村	厚木保健福祉事務所	環境衛生課	046-224-1111

※市の区域に施設がある場合は、各市の保健所、保健福祉センター又は市役所にご相談ください。寒川町区域は、茅ヶ崎市保健所にご相談ください。

2 供給規程・直接給水に関する相談

➡ 水道事業者（神奈川県営水道の各営業所、市町村水道担当課等）

（令和5年4月）



神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課 動物愛護・水道グループ
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4955